観観戦第33号
課消３－80
令和８年11月６日

観光庁次長　　蔵持　京治
国税庁次長　　田原　芳幸

外国人旅行者向け消費税免税制度に係る行政記録情報の提供に関する覚書

観光庁（以下「甲」という。）と国税庁（以下「乙」という。）は、外国人旅行者向け消費税免税制度に係る行政記録情報の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　甲はインバウンド消費動向調査の既存統計の補完及び調査検証等に利用することを目的として、乙が保有する外国人旅行者向け消費税免税制度に係る行政記録情報の提供を求め（統計法（平成19年法律第53号）第29条第１項《協力の要請》）、乙は甲に対し保有する行政記録情報を提供する。

（提供情報の範囲等）

第２条　乙から甲に提供する行政記録情報は、消費税法（昭和63年法律第108号）第８条第２項及び第３項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》に規定する購入記録情報及び税関確認情報に含まれる情報とする。

２　これらの情報を乙から甲に提供するに当たって、特定の個人又は法人が識別できる情報を含む場合には、匿名化措置を講ずるとともに、第１条に掲げる目的に支障のないものとして甲乙協議の上で決定した情報量を、無作為に抽出することにより行うものとする。

（提供方法及び提供時期）

第３条　提供方法は、甲乙協議の上で定めた共有ファイルサーバーへのデータアップロードによるものとし、ダウンロードして使用する形式とする。

２　資料形式はCSVデータ（カンマ区切りデータ）とする。

３　提供頻度は、四半期ごととする。

４　提供時期は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（提供始期）

第４条　提供情報の提供始期は、令和８年11月１日の外国人旅行者向け消費税免税制度改正（リファンド方式移行）後とする。

（情報の管理）

第５条　甲は、統計法第39条《調査票情報等の適正な管理》の規定に基づき、適正に管理するものとする。

（目的外使用の禁止）

第６条　甲は、提供情報を第１条に定める利用目的以外に使用してはならない。

（有効期間）

第７条　本覚書の有効期間は、締結日から１年間とする。有効期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に対応するものとする。

以上